

綾瀬市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。以下「訓練給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の支給対象者は、綾瀬市在住の母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。）を扶養している者をいう。）であって、次の受給要件の全てを満たすもの（以下「受給資格者」という。）とする。

- (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (3) 過去に本市又は他自治体で自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成26年9月30日付け雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく訓練給付金を受給していないこと。
- (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者でないこと。

(対象講座)

第3条 この事業の対象とする講座（以下「対象講座」という。）は、次に掲げる講座とする。

- (1) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による一般教育訓練に係る教育訓練

給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座

(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

(3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以下「指定教育訓練」という。）

（支給額等）

第4条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（前条第1号又は第2号の講座を受講する者に限る。） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用のうち、第11条第1項に規定する対象経費の額に100分の60を乗じて得た額（当該額が200,000円を超えるときは、200,000円）。ただし、当該額が12,000円を超えない場合は、支給しないものとする。

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（次号に掲げる者を除く。） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用のうち、第11条第1項に規定する対象経費の額に100分の60を乗じて得た額又は修学年数に400,000円を乗じて得た額のいずれか低い額（当該額が1,600,000円を超えるときは、1,600,000円）。ただし、当該額が12,000円を超えない場合は、支給しないものとする。

(3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修

了時点で就職等している場合を含む。) ものに限る。)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用のうち、第11条第1項に規定する対象経費の額に100分の85を乗じて得た額又は修学年数に600,000円を乗じて得た額のいずれか低い額(当該額が2,400,000円を超えるときは、2,400,000円)。ただし、当該額が12,000円を超えない場合は、支給しないものとする。

(4) 受講開始日現在において前3号のいずれにも該当しない受給資格者 前3号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金(以下「雇用保険法による教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額。ただし、当該額が12,000円を超えない場合は、支給しないものとする。

2 前項の規定により算定した支給額に端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てるものとする。

(事前相談の実施)

第5条 受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父は、事業を利用するに当たり、市長に事前相談を行うものとする。

2 前項の事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するものとする。

3 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介するものとする。

(対象講座の指定の申請)

第6条 訓練給付金を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)は、受講しようとする講座について綾瀬市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(第1号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。)を市長に提出し、受講開始日前にあらかじめ、第7条の規定による教育訓練講座の指定を受けなければならない。

2 前項の受講開始日は、通学制の場合は対象講座の所定開講日、通信制(通信制に

準じるものを含む。) の場合は受講申込後初めて教育訓練施設が教材の発送を行った日とし、いずれも教育訓練施設の長が証明する日とする。

3 第1項の受講対象講座指定申請書の提出に際しては、次の書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

(1) 支給申請者及び当該支給申請者が扶養する児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写しその他の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(3) 受講を希望する講座を実施する当該教育訓練施設及び当該講座の内容が確認できる資料等

(対象講座の指定)

第7条 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を綾瀬市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(第2号様式。以下「受講対象講座指定通知書」という。)により支給申請者に通知しなければならない。

(対象講座の指定の取消)

第8条 支給申請者が、対象講座の指定後に指定教育訓練講座の受講を取りやめた場合若しくは受講を途中でやめた場合又は偽りその他不正の行為により対象講座の指定を受けたことが判明した場合は、対象講座の指定を取り消すものとする。

(訓練給付金の支給等)

第9条 支給申請者は、対象講座を修了した後に、市長に対して、綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給申請書(第3号様式。以下「支給申請書」という。)を提出するものとする。

2 支給申請書の提出は、受講修了(特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給申請者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

3 前項の受講修了日は、教育訓練施設の長が、支給申請者の受講実績等修了認定基準に基づいて支給申請者の教育訓練修了を証明する日とする。

4 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

(1) 支給申請者及び当該支給申請者が扶養する児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写しその他の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(3) 受講対象講座指定通知書

(4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書（次条の規定を適用する場合は、受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書を含む。）

(5) 教育訓練施設の長が、支給申請者が支払った教育訓練経費（当該支給申請者が第3条に規定する講座の受講のために支払った費用をいう。以下同じ。）について発行した領収書（教育訓練経費の額が記載されている書類で市長が領収書に代わるものとして認めるものを含む。）

(6) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類

5 支給申請者は、第6条第3項第1号から第3号までに規定する添付すべき書類の内容に変更がある場合は、支給申請書の提出に際して変更後の書類を添付しなければならない。

（支給方法の特例）

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号に掲げる者に対する訓練給付金の支給については、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとに支給を決定することができる。この場合において、その支給方法については、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関との連絡調整をした上で決定するものとする。

(訓練給付金の追加支給等)

第9条の3 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して、綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(第4号様式。以下「支給申請書(追加支給用)」という。)を提出するものとする。

2 支給申請書(追加支給用)の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

3 支給申請書(追加支給用)の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

(1) 当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写しその他の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書(教育訓練経費の額が記載されている書類で市長が領収書に代わるものとして認めるものを含む。)

(5) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類

(6) 当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父が資格を取得したことを証明する書類(支給の決定)

第10条 市長は、支給申請書の提出を受けた場合、支給申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定を行った場合は、遅滞なく、その旨を綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（第5号様式）により支給申請者に対して通知しなければならない。この場合において、支給決定を行ったときには、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知するものとする。

3 前2項の規定は、支給申請書（追加支給用）の提出を受けた場合について準用する。この場合において、第2項中「その旨を綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（第5号様式）」とあるのは、「その旨を」に読み替えるものとする。

（教育訓練経費の算定）

第11条 教育訓練経費の対象経費は、次の経費とする。

(1) 対象講座の受講の開始に際し、その教育訓練施設に納付した入学金又は登録料（以下「入学金」という。）

(2) 受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）（以下「受講料」という。）

(3) 前2号の経費に係る消費税

2 教育訓練に係る入学金及び受講料は、支給申請者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額とする。

3 次に掲げる経費は、教育訓練経費の対象としない。

(1) 対象教育訓練以外の検定試験の受講料

(2) 受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費

(3) 教育訓練の補講費

(4) 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用

(5) 学債等将来支給申請者に対して現金還付が予定されている費用

(6) 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等に係る費用

(7) 教育訓練に係る入学金及び受講料について、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合における、クレジット会社に対する分割払手数料（金利）

(8) 支給申請書を提出した時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学金又は受講料

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、平成30年以後の所得による制限について適用し、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第3項第3号及び第9条第4項第3号の規定は、令和3年8月以後の対象講座の指定及び訓練給付金の支給の申請について適用し、同月前の対象講座の指定及び訓練給付金の支給の申請については、なお従前の例による。この場合において、第6条第3項第3号中「児童扶養手当法施行令」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第3条の規定による改正前の児童扶養手当施行令」とする。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年1月14日から施行し、令和6年8月30日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条、第9条第4項及び第9条の3の規定は、この要綱の適用の日以後に教育訓練講座の指定を受けた者について適用し、同日前に教育訓練講座の指定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の日前に教育訓練を修了した者に係る訓練給付金の支給額については、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

綾瀬市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者

次の教育訓練を受講したいので、綾瀬市自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

① 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
② 住所	(〒 -)	電話 ()	-
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥ 所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円	合計額	円
⑦ 公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険による教育訓練給付金の受給資格が ある・ない (いずれかに○をつける)		
⑧ 過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない (いずれかに○をつける)		
(備考)			

(注 意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、就学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）後に、あらためて「綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きをしてください。
- 7 支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、講座指定決定を取り消します。

綾瀬市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで提出がありました綾瀬市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ次のとおり（指定しました・指定できませんでした）ので通知します。

① 氏名		フリガナ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
② 決定内容		指定 ・ 非指定		
③ 指定内容	教育訓練施設の名称			
	教育訓練講座の名称			
	教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)		
	所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円	合計額	円
④ 非指定理由				
⑤ 支給方法		<input type="checkbox"/> 対象講座の修了後に支給します。 <input type="checkbox"/> 支給単位期間（6か月）ごとに支給します。		
（備考）（上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載） ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。				

（注意）

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額の差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講終了の証明を受け、受講修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）後に、あらためて「綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きをしてください。なお、⑤支給方法 欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請を行うことが必要です。

綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

綾瀬市自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

① 氏名 （個人番号）	フリガナ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号		
② 住所	〒 - ）		電話（ ） -
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間 うち支給単位期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （受講開始日） うち 年 月 日 ～ 年 月 日 （初日） （末日）		
⑥ 所要費用	入学金 円、受講料 円 合計額 円		
⑦ 雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧ 希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義（カタカナ）		
⑨ 添付書類	受講対象講座の指定申請時に添付した書類・証明から変更が ある ・ ない （あるに○をした場合は該当するものについての書類又は証明を添付する。変更は年度更新等によるものも含む。）		
（備考）			

（注意）

- 1 支給申請期間は、受講修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。

綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

綾瀬市自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

① 氏名 （個人番号）	フリガナ	生年月日	年 月 日生 （ 歳）
	個人番号		
② 住所	（〒 - ）		電話（ ） -
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 （受講開始日） （受講終了日）		
⑥ 資格取得年月日・ 取得資格名称			
⑦ 就職等年月日・ 就職等先名称			
事業主の証明	就業先住所	就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 （法人の時は名称・代表者氏名）		
⑧ 所要費用	入学料 円、受講料 円	合計額	円
⑨ 雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の受給額	
⑪希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義（カタカナ）		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
（備考）			

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 ⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 ⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
- 4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑩希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで提出がありました綾瀬市自立支援教育訓練給付金支給申請書に基づき審査したところ、次のとおり決定しましたので通知します。

① 氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
② 教育訓練施設の名称			
③ 教育訓練講座の名称			
④ 教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑤ 所要費用として認定した額	円		
⑥ 雇用保険法による一般教育訓練給付金の受領額	円		
⑦ 支給決定額	円		
⑧ 申請却下	却下理由		

(注意)

支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、支給決定を取り消し、既に支給している綾瀬市自立支教育訓練給付金は返還となります。